

# 1925年タイ民商法典における日本民法継受の態様

A Contribution toward Discussion on the Reception of Japanese Civil Code  
in the Civil and Commercial Code of Thailand, Book I and II (1925)

田村志緒理  
タマサート大学法学部

## 1. 先行研究の成果と本考察の課題

日本民法とタイ民商法典の成立史には、奇妙な共通点が見られる。1923年11月11日に公布された旧民商法典第一編・第二編は、2年後の1925年11月11日、現行タイ民商法典第一編・第二編により置き換えられ、廃止された。そしてこの新民商法典には、ドイツ民法と並び、日本民法からも数多くの条文が採用され、本格的な「日本民法の継受」を語ることのできる稀有な例となった。しかもそれが英語文献のみに頼り、日本人の直接的な関与なく遂行された点も特筆に値しよう。こうした点は、我々にとって既に周知の事実であるが、ではどのような動機から日本民法の継受が決定され、そして具体的に日本民法のどの部分が継受されたのだろうか。また、旧法典やドイツ民法、スイス民法・債務法、フランス民法などの主要なモデル法典の中にあって、日本民法は一体、どの程度の比重を占めるものだったのか。本考察の課題は、これらの点の解明にある。

タイ民商法典における「日本民法継受」の実態を知る上で重要なこうした論点は、公布後85年余りを経る今日に至るまで、我々日本人には周知されてこなかったが、その最大の原因是1923年旧民商法典にあると思われる。その具体的な内容が我々外国人研究者には十分に明らかにされて来なかつたため、新法典における日本法継受の態様を正確に判定することが極めて困難だったのである。そこで本考察を計画するに当たっては、旧民商法典第一編・第二編を改めて判読し、1925年法典のタイ語原文と厳密に比較しつつ邦訳することを試み、また、新法典（現行法）についても、1925年当時の条文に立ち帰り、現行条文との差異に配慮しつつ邦訳し直した。

本考察ではまず、先行研究の成果を確認した上で、タイ民商法典編纂史を再検討することから論を起こして、1925年新法典における日本民法継受の動機を解明したい。続いて上記翻訳資料を用いてそれを検証しつつ、日本民法継受の範囲、並びに日本民法の位置づけ等の主要な論点の解明を試みる。その際、作業と叩き台となったのは、1990年にプラヤー・マーナワラーチャセーウィー生誕百年を祝して公開された「参照条文一覧表」<sup>1</sup>であった。

最初に、本考察の目的に密接に関連する主要な先行研究の成果を確認しておきたい。取り上げるのは、時系列にしたがって以下の諸論文である：

- (1) 平良「タイ・日本民商法比較」慶應義塾大学法学部法学研究会・法学研究58巻7号  
(1985年) 124-106頁。以下、本稿では先行研究(1)平「比較」と略称する。

- (2) 飯田順三「タイ国における西洋近代法継受に関する基礎的研究」日本法社会学会・法社会学42号（『裁判の法社会学（1）』）1990年、106-109頁。以下、本稿では先行研究(2)飯田「基礎的研究」と略称する。
- (3) 五十川直行「タイ民商法典に及ぼした日本民法典の影響 — 比較アジア民事法研究への展望」比較法学会・比較法研究57卷（1995年）123-127頁。
- (4) 五十川直行「タイ民商法典の比較法的考察〈序説〉（1）」九州大学法政学会・法政研究62卷3-4合併号（1996年3月）320-352頁。
- (5) 飯田順三「タイ民商法典成立小史（1）～（6）」ジュリスト1141号（1998年9月15日）168頁、1149号（1999年2月1日）6頁、1154号（1999年4月45日）5頁、1160号（1999年7月15日）5頁、1165号（1999年10月15日）5頁、1177号（2000年5月1-15日）168頁。
- (6) 西澤希久男「タイ民商法典編纂史序説」名古屋大学・法政論集177号（1999年3月）238-272頁。以下、本稿では先行研究(6)西澤「序説」と略称する。

(1) 平論文は、本考察でも詳しく取り上げる「参照条文一覧表」の存在をいち早く紹介した論文であって、第一編から第四編の各条文に関して、現に参照された、あるいは参照されたと推測される日本法の条文数を抽出したものである。論者の解説によると、入手したその「著者名も発行年数も分からぬタイプ版の資料」には第五編族法と第六編相続法は含まれていないという（先行研究(1)平「比較」124頁）。したがってこの「一覧表」は、本考察で詳しく紹介するプレヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵自身が作成に関わった原本のコピーと思われる。

1990年代になると、19世紀後半以降の近代化における日タイ両国の並行関係が明確に認識されるに至り、不平等条約改正の必要から、タイにおいても近代法制の整備、なかんずく西洋法の継受が進められたことが、(2)飯田論文、(3)ならびに(4)五十川論文によって詳細に紹介されるに至った。近代化の当初においては、タイ法制はイギリス法の強い影響下にあったが、20世紀に入るやフランス人法律顧問団によるフランス法の急速な導入が進められ、民事法領域においては1923年11月11日に民商法典第一編・第二編の公布を見たが、1925年11月11日公布の新民商法典第一編・第二編によって置き換えられる。この新法典において日本法が大いに参照され、ドイツ法制への急速な接近が見られた。このように、日本における旧民法から改正民法への転換と類似の事態が、タイの民商法編纂過程にも見出されることを、これら先駆的な研究が明らかにした。

近代法制整備の第二段階であるフランス法の受容は、1904年のタイ仏条約によってカンボジア領をめぐる両国間の軍事的緊張が解消された後のことであった。フランス政府から立法顧問団が派遣され、不平等条約改正の条件である近代法典の整備が本格的に開始された。この時から1923年民商法典公布までに至る、フランス人顧問団による民商法典編纂過程を、そのメモランダムや意見書などに基づいて詳細に解説したのが、一連の(5)飯田論文である。なかんずく、フランス人顧問団が「タイ伝統法」の調査研究を如何に重視し、伝

統法と西洋近代法との統合に如何に腐心したかというところに、論者の最も注目した点があると言えよう。

上記(5)飯田論文と時期を同じくして、1923年旧民商法の施行延期と1925年新法典への移行の理由を、別の角度から解明を試みたのが、(6)西澤論文である。フランス人顧問団は、1908年以来民商法典の編纂作業に従事したが、1916年に編纂委員会の大きな改組を経験し、更に1919年から第一編・第二編公布に至る1923年までの間に、法典の基本構成が大きく変更されるに至る。しかし、この間の事情を伝える資料はあまり残されていない。加えて、公布された二編の施行も延期され、結局は新法典によって置き換えられるが、その理由もまた定かでない。そこで論者が着目するのは、イギリス政府による外交的圧力である。通商面ではフランスよりは遙かに大きな利害関係を有していたイギリスは、当初よりフランス人主導の立法事業に批判的であって、1923年の民商法第一編・第二編公布に際しては、それがイギリス側に何の事前通告もなく行われたことに、強い反発を表した。事実、1928年に公布された新民商法典第三編では、イギリス政府の見解の多くを取り入れた形となっているという（先行研究(6)西澤「序説」267頁）。ただし論者は、新法典で日本民法がモデルとされた点に関して、列強からの「何らかの抗議に対する抗弁として利用」することが目的であって「日本民法典それ自身に対する高い評価があつて、モデル法とされた訳ではなかつた」であろうという、消極的な評価を表明している（先行研究(6)西澤「序説」269頁）。この点において本考察は、論者の評価とは異なる結論に達しているが、その理由は本考察の叙述により自ずと明らかにされよう。

## 2. 旧法典公布と新法典への移行の背景

### (1) タイにおける代表的著作と通説的理解

本考察では、以上のような先行研究の成果を踏まえつつ、日本民法継受の動機と態様を具体的に検証したいと考えるが、ここで一旦視点を変えて、当事者であるタイ本国の側では、こうした点をどのように理解し、どう説明しているかを確認してみたい。取り上げるのは、現在タイ本国で比較的広く読まれているタイ人研究者の代表的な著作3点である：

- (1) チャーンチャイ・サウエーンサック著『タイ法制改革におけるフランスの影響』  
(1996年)。以下では、チャーンチャイ『影響』と略称。<sup>2</sup>
- (2) サウエーン・ブンチャルームウイパート著『タイ法制史』(初版1999年、改訂版2008年)。以下では、サウエーン『法制史』と略称。<sup>3</sup>
- (3) ルネ・ギヨン著；スラポン・トウライウェート編・訳『サヤーム王国における法典編纂(1919)』(2007年)の訳者による解説。<sup>4</sup>

このうち、最も信頼に値すると思われるのは、チャーンチャイ・サウエーンサック著『タイ法制改革におけるフランスの影響』であろう。なぜなら、著者はタイ国務院において法案起草常任委員の職責にあり、この国務院こそ法典編纂事業の舞台となり、その史料を現在まで保管している機関だからである。そこで以下では、基本的にこの著作の叙述に

従いながら、旧法典から新法典への移行の、いわば「舞台裏」を垣間見てみよう。

## (2) プラヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵

端的に結論から述べれば、日本民法に範をとった新法典の編纂を提案したのは、欽賜名 プラヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵、実名プロット・ウィチャイ・ナ・ソンクラーという、当時なお30代前半の若いタイ人法律家であったという（以下では「マーン侯爵」と略称）。<sup>5</sup> この認識において、上記代表的著作は全て一致している。しかしながら、マーン侯爵はほぼ一貫して「黒子」に徹しており、その言動を詳しく伝える公文書はなく、タイ国務院チャーンチャイ委員がその論述の典拠としているのも、マーン侯爵を対象にして実施された聞き取り調査の記録である。この調査には二種ある。第一の調査は1980年9月12日、12月10日、翌81年6月10日の三回にわたり、タマサート大学法学部の教授陣によって実施されたものである（以下では『聴取録』と略称）。<sup>6</sup> 他方の調査は1981年10月30日に、タイ国務院事務局が開局48周年記念として実施したインタビューである（以下では『回顧録』と略称）。<sup>7</sup> 前者は合わせて6時間に及ぶ詳細な聞き取り調査であったが、結局出版されずに、タイプ印刷の小冊子としてタマサート大学の図書館に保管されている。後者は短時間の簡単なインタビューであるが、やはり欠かせない資料である。

では、このマーン侯爵は、どのような経緯でタイにおける日本民法継受を担うに至ったのか。この始まりは1909年であった。その前年に設置された司法省法典編纂委員会に、英語通訳養成課程を修了したばかりの18歳のプロット・ウィチャイ青年が、法典編纂委員会付きの常勤英語通訳として配属されたのである。フランス人編纂委員が起草した英語の草案をタイプライターで清書し、それを編纂計画に従って第一編から第三編まで編別にファイリングすることが主な任務であった。また「レフエレンス」も自ら作成したという。これは、委員会審議で参照された外国法条文の一覧表のことである（『聴取録』38,39頁、『回顧録』2頁）。この委員会の審議には、当時の司法大臣コロムルワンラーチャブリーディレーク親王（通称、ラピー親王）がしばしば参加していた（『聴取録』38頁）。親王はイギリスに留学して法律を学び、司法省付属法律学校を設立して自らも教鞭に立つなど、タイにおける近代法制の整備に大いに貢献した人物として知られる。<sup>8</sup> 親王は、法典編纂委員会の審議を参観するうちに、プロット・ウィチャイ青年の有能さに眼を止め、勤務の傍ら司法省付属法律学校に通うことを許可した。青年は、わずか1年でタイ法曹資格を取得し、弱冠二十歳で国際裁判所判事に任命される。その後、司法省奨学金の支給を受けてイギリスへ留学することが決まった。1912年、イギリスへの出立に目前に控えた青年がラピー親王に謁見すると、親王はドイツ民法への強い関心を示し、イギリス法曹資格の取得後、引き続きドイツへ留学して、帰国後は民法の編纂に携わるよう、青年に指示したという。しかし現実には第一



【写真1】ラピー親王

次世界大戦勃発のためにドイツ留学は実現せず、イギリスから直接帰国することになるのだが、この時のラピー親王の指示が理由で、プロット・ウィチャイ青年はイギリス留学中にドイツ民法の学習と資料の収集にも尽力することとなる（『聴取録』3頁、『回顧録』3頁）。



【写真2】プラヤー・マー  
ナワラーチャセーウィー侯爵

おそらく同じ謁見の際であろう、プロット・ウィチャイ青年はラピー親王に対して、かつて法典編纂委員会付き常勤英語通訳を務めていた頃、自らタイプで清書して編集した草案三編をイギリスに携帯する許諾を乞うと、親王の方も、イギリス留学時代に知り合った自らの友人を訪ねてその草案を示し、助言を乞うよう、青年に委託したという。その友人は「ジョン・サイモン卿」<sup>9</sup>といった（『聴取録』40, 41頁、『回顧録』3頁、チャーンチャイ『影響』62頁）。この人物についてマーン侯爵は、「奨学金を得てオックスフォード大学へ進学してラピー親王と知り合い [中略] 後に出世して衆議院議員になった上、内務、外務、大蔵など、様々な閣僚職

を務めた」人物と語っている。おそらく、1912年当時、自由党のアスキス首相の下で法務次官を努めた「ジョン・アレスブルック・サイモン」のことであろう。このサイモン卿が、プロット・ウィチャイ青年の身元引受人となり、インナー・テンプル法曹院<sup>10</sup>への入学を手助けしたという。<sup>11</sup>

### （3）サイモン卿の助言と忠告

イギリスに到着後、プロット・ウィチャイ青年は直ちにサイモン卿を訪問し、民商法典草案三編を示して専門的なアドバイスを乞うた。イギリスは条約改正交渉の重要な相手国であるから、英國政府関係者の眼にその草案がどのように映るかは、極めて重大な参考意見となろう。そして草案の全体に目を通すと、サイモン卿は次のように評したという：「これを起草した人物は、独自の構想を練ってオリジナルな体系を築こうとしているらしい。実際、最善の努力を尽しているようだが、力量が不足しているようだ」と。そして、独自の法典を目指すよりも既存の法典をモデルにした方が条約改正交渉には有利であると助言して、「たとえば日本民法をモデルにするのはどうか」と提案したという。その理由として「日本は日本でドイツ民法をモデルにしているが、難解な部分は切り捨てている」点を挙げた（『聴取録』41頁、『回想録』3頁、チャーンチャイ『影響』62頁）。つまり、ドイツ民法を直接モデルにできれば最善だが、困難であろうから、それを簡略化した日本民法をモデルにすることを提案した、という訳であろう。そして条約改正交渉では、参照したドイツ法や日本法などの参考条文の一覧を提示すれば、交渉相手国としても異論を唱



【写真3】ジョン・サイモン卿

えられまいという。サイモン卿のこうした助言を受けて「日本民法」なる存在を初めて知ったと、マーン侯爵は語っている。ラピー親王の口からも日本法への言及を聞いた経験はなかった（『聴取録』21, 23, 24, 28頁）。同時にまたサイモン卿は、自分がこうした助言を与えたことは決して口外してはならないと釘を刺した上で、帰国してもフランス人法律家の起草した草案を公然と批判するようなことは絶対に控えるよう、厳しく忠告したという。批判的な言動はフランスとの外交関係を悪化させかねないからである。さらにサイモン卿は、日本民法成立史の概要を解説して、日本民法もまずフランス人法律家<sup>12</sup> が起草して公布もされたが、日本人法曹界からの厳しい批判にあって頓挫し、ヨーロッパ留学から帰国した穂積・梅・富井の日本人三教授が中心となってドイツ民法を範としつつ起草し直した、といった逸話を青年に語り聞かせたという（『聴取録』42頁）。つまり、サイモン卿の熱心な「日本方式のすすめ」とは、単に法典の内容に関するのみならず、フランス人法律家の起草した法典を一旦公布して、法曹界からの拒否反応を呼び起こし、それを理由に再編纂することで、フランス政府からの非難をかわすという外交戦略的な筋書きをも意味していたようである。また、ジョセフ・アーネスト・デ・ベッカー<sup>13</sup> の著作など、日本法に関する資料の存在を青年に教授したのも、法務次官サイモン卿であった可能性が高い。<sup>14</sup>

#### （4）ドイツ民法・日本民法に関する文献について

「イギリス留学中、私はドイツ法の教科書も読んで勉強しました。そして『ああ、よく分かる』と感じました」と、マーン侯爵は留学当時を振り返って語っている（『聴取録』3頁）。では、具体的にどのような出版物でドイツ民法および日本民法を学習したのか。日本民法については「ベッカー氏の著作」を挙げ、またドイツ民法に関しては「シュスターの著作」と、「中国人法律家によるドイツ民法の英訳」を挙げている。現在、バンコク大学がマーン侯爵の蔵書を管理しているが（文末脚注1を参照）、その「プラヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵文庫」蔵書目録中、洋書の部には、以下の書籍を見出すことができる。まず、日本法に関するデ・ベッカーの著作は、11タイトル、計18冊である（以下、先頭の数字は「洋書の部」の登録番号である）：

7. “Annotated Civil Code of Japan”, London, 1909.
26. “The Code of Civil Procedure of Japan”, London, 1928.
28. “Commentary on the Commercial Code of Japan”, London, 1913.
30. “The Commercial Code of Japan”, London, 1927.
73. “The Principles and Practice of the Civil Code of Japan”, London, 1921.
90. “English Commentary on the Japanese Civil Code” in “the Transactions of the Asiatic Society of Japan”, Vol. 48, 1916.
104. “The Criminal Code of Japan”, London, 1907.
117. “International Private Law of Japan”, London, 1919.
118. “Japanese Code of Criminal Procedure and Rules for Dealing summarily with Contra-

- ventions”, London, 1918.
154. “Japanese laws and ordinances concerning patents, trademarks, designs and utility models”, London, 1922.
184. “De Becker's Japanese Law of Trading Partnerships and Companies”, London, 1906.

その他、日本法関係ではレーンホルム<sup>15</sup> による英訳や解説も挙げられている：

19. “The Civil Code of Japan”, Tokyo, 1898.
32. “The Commercial Code of Japan and Laws and Ordinances relating thereto”<sup>16</sup>
33. “The Commercial Code of Japan and the Laws concerning its operation”, Tokyo, 1898.

このうち、マーン侯爵が日本法の研究に実際に利用したのはデ・ベッカーの著作物の方であったと思われる。事実、それを物語る「痕跡」が1925年民商法典第二編中の債務不履行に関する規定に見受けられる。<sup>17</sup> なお、ドイツ民法に関する「シュスターの著作」と中国人法律家による「ドイツ民法の英訳」とは、同じく「洋書の部」中の以下のものと思われる：

49. Chung Hui Wang: “The German Civil Code, translated and annotated by Chung Hui Wang, D. C. L., with a historical introduction and appendices”, London, 1907.
75. Ernest J. Schuster: “The Principles of German Civil Law”, London, 1907.

ドイツ民法に関しても、やはり債務不履行の規定に、マーン侯爵が上記チュン・フィ・ワンの英訳を典拠としていたことを示す明らかな「痕跡」が残されている。<sup>18</sup>

### (5) 旧法典公布に備えた翻訳作業について

サイモン卿の後ろ盾を得てインナー・テンプル法曹院に入学したプロット・ウィチャイ青年は、わずか2年でイギリスの法曹資格を取得したが（『聴取録』40頁）、ドイツ留学の夢を果たせぬまま1916年に帰国する。そして1919年、国王ラーマ六世の命によって再び法典編纂委員会に送り込まれる。今度は、編纂委員会専属書記官の地位であった。1908年以来の民商法典編纂が、10年を経て未だ完了しないことに苛立ちを覚えた国王ラーマ六世は、少なくとも三編は早急に上奏するよう、委員会に働きかけるべくマーン侯爵に指示したのである（『聴取録』43頁、『回顧録』4頁、チャーンチャイ『影響』64頁）。

ところで1916年以来編纂作業を指揮してきたルネ・ギヨンは、同じく1919年に、サヤーム政府の同意を得て英文の報告書（上記代表的著作③『サヤーム王国における法典編纂』）をパリで出版している。そこで民商法典に関する記述に従えば、その全体は(一)債務編、(二)物権編、(三)能力編（人事編）、(四)家族編、(五)相続編の五編構成であって、1919年の時点ではそれら五編の草案はほぼ完成しているという。しかし、その成果がサヤーム政府側に全く提出されていないことを考えると、ギヨンの報告書は、必ずしも実状を正確に反映していないようである。マーン侯爵は、書記官として同年に編纂委員会に送り込まれ

ると、直ちに草案を詳細に調査したが、その時の印象を次のように語る：「私は、彼らの草案を調べてみました。それで判かったのですが、あのフランス人たちは、オリジナルのシステムでタイの法典を作ろうとしていたのです。つまり、全く新しい体系を自力で築き上げようと努力していました。私は彼らの草案をよく読んでみました。でも、どうもすつきりと理解できないのです。何か辻褄が合わないので。そこで私は、この草案をタイ語に翻訳してみました。この、私が翻訳した条文 200 条ですがね、誰に読ませてみても理解できない。とても読みづらいのです。最後に私は、それを国王陛下に献上いたしました」（『聴取録』 3 頁）。こうした評価は、かつてサイモン卿が語った言葉そのものである。と言うことは、1919年現在の草案は、1912年当時の原案を概ね踏襲するものであったのか。なお、上の発言で言及される「200 条の翻訳」の詳細は不明である。以下では、筆者の私見に基づき、その後の事態の推移を追ってみたい。

1920年、マーン侯爵はフランス人の草案三編のうち、第一編と第二編をタイ語に翻訳すると、司法大臣チャオプラヤー・アパイラー・チャイ公爵に上奏して、翻訳委員会の設置を提案した。自らの翻訳を吟味し修正させるためである。司法大臣はこの提案を受けて早速、マーン侯爵を含めて 4 名の翻訳委員を任命した（『聴取録』 43 頁、『回顧録』 4 頁、チャーンチャイ『影響』 65, 66 頁）。しかし、実際に検討作業に取り掛かった翻訳委員たちは、マーン侯爵の翻訳に矛盾点を認めて訂正しようとしたところ、実はそれが原文に忠実な逐語訳であることに気づいて、訂正する勇気をすっかり失ってしまった。翻訳を訂正することは、フランス人の起草した原文自体に手を加えることになるからである。当時、フランス人たちの権威は絶対的で、彼らの言動に異論を唱えることはタブーとされていた（『影響』 66 頁）。このため、翻訳委員会での審議は暗礁に乗り上げてしまったのだろう。私見によれば、マーン侯爵が「200 条の翻訳」を見本として国王に献上したのは、そのような状況下であったと思われる。国王にもその翻訳は理解できなかった。そこで1922年、国王は高位の王族 7 名からなる翻訳校閲特別委員会を設置し、マーン侯爵の翻訳を今一度徹底的に見直させることにした。<sup>19</sup> こうして、マーン侯爵と校閲委員との激しい確執が始まる。校閲委員会の審議には、翻訳委員が輪番で出席し、校閲委員の質疑に応答することになっていたが、校閲委員からの容赦ない詰問に、翻訳委員はしばしば答えに窮したらしい。このため、他の翻訳委員は審議への出席を拒否し、マーン侯爵が一人で自分の翻訳を防衛することとなった。校閲委員はマーン侯爵に対して「これは人間の理解できる言葉ではない！」と罵ったという。それに対して侯爵が、翻訳でなく草案自体に問題があるのではないかと食い下がると、校閲委員は、草案自体は正しいが、翻訳するとタイ人には理解できなくなってしまうのだと言い逃れて、草案自体に矛盾点のあることを認めようとしない。最終的にはマーン侯爵が、国王に献上したあの 200 条の翻訳に原文の見本を添えて印刷し、裁判官や弁護士など法曹関係者に配布して、その意見を聴取することを提案した。校閲委員会もそれに同意したという。結果は明らかであった。誰もが「読んでもさっぱり理解できない」と苦言を呈し、校閲委員会もついに草案自体に問題のあることを認めざるを得なかつた（『聴取録』 7, 29, 44 頁、『回顧録』 5 頁、チャーンチャイ『影響』 66, 67 頁）。

## (6) 旧法典公布の理由について

窮地に立った校閲委員会委員長に対して、とうとうマーン侯爵が「私たちに日本式のやり方を使わせてはいただけないでしょうか。つまり、日本民法からコピーしてくるのです。この方法でしたら簡単ですし、すぐにできます。〔中略〕日本を模倣するのが一番よい。と申しますのも、日本はドイツを模倣しているのです」と提案したという（『聴取録』4頁、チャーンチャイ『影響』67頁）。国王としても、もはや選択の余地はなかった。

こうして1923年10月27日、1923年法典公布のわずか2週間前のことだが、国王ラーマ六世の勅令によって法典編纂委員会が司法省直属の法律起草局に昇格され、これまでの翻訳委員が改めて起草委員に任命された。他にフランス人委員3名が任命され、更にマーン侯爵の提案で、ルネ・ギヨンが委員会顧問を務めることになった（チャーンチャイ『影響』60頁）。この時、マーン侯爵は弱冠32歳であったが、これ以後、起草作業の実質的な主導権を掌握するようになったと思われる。その根拠は次の点にある。当時の法典編纂委員会は、法典自体の起草に加えて、条文毎に典型的な適用事例を挙げて運用法を解説した手引書も作成した。そうした手引書『1923年民商法典逐条解説』の序文をマーン侯爵が執筆している。つまり、侯爵が起草委員会を代表しているのである。<sup>20</sup>

以上のようなサヤーム政府内部の確執と新展開は、全て秘密裏のうちに進められたと思われるが、サヤーム政府としては、編纂方針の変更に対するフランス政府からの異論を何としても抑える必要があった。そこでフランス人の草案を一旦は公布し、しかしタイ法曹界に拒否されたために止むを得ず棚上げにするという手順を踏むことになった（『聴取録』45頁、チャーンチャイ『影響』67頁）。これが1923年11月11日旧民商法典公布の主な理由であつたらしい。言い換えれば、これら二編を新法典で置き換えることは、既定方針であったということである。<sup>21</sup>これをマーン侯爵がサイモン卿の助言と忠告を忠実に守った結果と考えるならば、日本民法とタイ民商法典が類似した道筋を経て成立したことは偶然の一致ではなく、むしろ意図的な踏襲行為であったと言えよう。加えてもう一点、1923年民商法典公布を必要とした理由がある。それは、フランスとの友好関係を維持するためにも、新法典にはフランス人の草案からも条文を採用しなければならなかつたという事情である（『聴取録』6、43頁、チャーンチャイ『影響』68頁）。そのためにも、旧法典の公布が必要であった。

## (7) 新法典の編纂における配慮点

1923年11月11日に公布された第一編・第二編は、その第2条において1924年1月1日より施行される旨が規定されていたが、この施行予定日に発せられた勅令によって、新たに第三編が追加公布されると同時に、これら三編は相互に密接に関連するものであるから、三編同時に施行すべしとして、1925年1月1日を新たな施行日とすることが定められた（チャーンチャイ『影響』69頁）。つまり、第一編・第二編の施行が1年間延期された訳

であるが、これはおそらく、マーン侯爵らがこの1年間で新法典第一編・第二編を完成させることを見込んでの施策であったと推測される。事実、新法典第2条には「1925年1月1日より施行する」とある。しかし、現実には新法典の公布は1925年11月11日までずれ込み、遡及的施行を規定する変則的な形となってしまった。<sup>22</sup> では、新法典公布の遅延の原因は何であったろうか。まず考えられることは、以下の三点である：

### ① タイ法曹界への配慮（日本民法からドイツ民法への遡行）

サイモン卿の助言通りに、日本民法をそっくりそのまま模倣するのであれば短期間で完成したであろう。しかしマーン侯爵はこうした模倣には甘んぜず、日本民法からドイツ民法の規定にまで遡り、可能な限りドイツ民法の条文を直接採用することに努めた様子が見られる。なぜか。当時のタイ法曹界で日本民法を知る者は存在せず、したがってその支持を得るために既に一定の名声を得ているドイツ民法からできるだけ多数の条文を採用することが望ましかったと思われる。また、日本民法の条文は簡素で理解しやすいが、法曹教育が未だ完備していなかった当時では、法典には同時に教科書としての機能も期待されていた。このため、ドイツ民法の詳細な規定を採用することが必要であったと思われる。

### ② フランスに対する外交的配慮（旧法典からの条文の統合の必要性）

既述のように、フランスとの友好関係を維持するために、旧法典からも条文を採用しなければならなくなつたが、マーン侯爵自身は「フランス人の草案からは本当は何も採用したくはなかつた」と語っている（『聴取録』6頁）。イギリス留学時代から練ってきた自らの構想に、こうした異質な要素を取り入れれば、全体の体系性が崩れる危険がある訳であるから、侯爵の抵抗感は十分に理解できる。しかし、外交上の要請となれば受け入れざるを得なかつた。

### ③ イギリスに対する外交的配慮（草案の事前公開の必要性）

これに加えて、更にもう一つ、予想を越えた事態も生じた。1923年12月5日、事前通告なく民商法典の公布に踏み切ったサヤーム政府に対して、在泰イギリス公使から抗議の通知が届いたのである（先行研究(6)西澤「序説」266頁）。既述のように、民商法典編纂に関わる情報は国家機密であったが、この通知には公布前の第三編の規定への言及があつたため、イギリス政府がスパイ行為を行っていたことが判明し、「私はイギリスの留学生だが、この時ばかりはイギリス政府に対して非常に憤慨した」と語っている（『聴取録』30頁、『回顧録』5頁）。このため、以後新法を公布する場合、事前に草案を公開して、外部からの意見を聴取するという手間をかけることが必要となつた。

こうした事情で、1925年新法典は日本民法から出発しつつも、一方でドイツ民法を、他方で旧法典を取り入れた三つ巴の複雑な構成物となつた。ちなみに、マーン侯爵が法典編纂委員会に在籍したのは、1919年から1925年までの6年余りであり、直接起草に関わったのは、第三編までと語っている（『聴取録』16, 17頁）。なお、この第三編もまた、新法によって置換することを初めから予定していたか否かは、判然としない。1924年1月1日公布の第三編だけは、そのまま維持する予定だった可能性もある。しかし、先行研究(6)西

澤「序説」266－268頁の主張するように、上記イギリス政府からの抗議が理由で、イギリスの面目を守るためにも新法の再公布という手続きを踏むことになったと考えることもできよう。

### 3. 資料の作成と分析

#### (1) 旧法典および新法典の翻訳について

冒頭でも触れたように、本考察を計画するに当たっては、旧民商法典第一編・第二編の邦訳、新民商法典第一編・第二編（公布当時）の邦訳、ならびに同二編現行版の邦訳の、三種類の翻訳資料を予め作成した。なお、この翻訳作業の段階ではマーン侯爵の「参照条文一覧表」は一切閲覧せず、独自の比較考察によって暫定的な一覧表を作成した。

#### (2) 標正版「参照条文一覧表」および「モデル条文判定理由および訳者覚書」

サイモン卿の助言通り、マーン侯爵は起草作業で参照した外国法条文の一覧表を作成した（『聴取録』4頁）。侯爵はこれを「インデックス」とも呼ぶのだが、その用語法はデ・ベッカーの著作に則ったものである。<sup>23</sup> ところが、その作成過程で問題が生じたようである。マーン侯爵は、議事録に基づいてこれを作成するよう、法曹資格を有する他の人物に委託した。ところがその完成がかなり遅延したという（『聴取録』18頁）。つまり、マーン侯爵が自ら作成したのではないということである。<sup>24</sup> このことが災いしたのであろうか、上述「独自の暫定的一覧表」と突き合せてみると、誤解や見落しと思われる箇所が多数発見される。先行研究でも、日本法の条文に限定してではあるが、同様の欠陥が指摘され、訂正・補完の必要が説かれている（先行研究(1)平「比較」122頁）。こうした事情のため、この「参照条文一覧表」を本考察の資料として使用するためには、次に述べるような一連の加工作業が必要となった：

##### ① 訂正および補完

まず、訂正・補完された条文番号は角カッコ記号（[...]）でくくることにし、「一覧表」原文の条文番号と視覚的に区別できるよう、表記法を工夫した。

##### ② 重要度の識別

「一覧表」原文には、学術研究のためにはもう一つ、決定的な欠陥がある。参照された外国法の条文がただ列挙されるだけで、それぞれの重要度には何らの識別も施されていないからである。言い換えれば、どれが真のモデル条文であるかが全く判別できない。したがって少なくとも、新法典の条文に文言上も内容上も極めて接近する外国法条文と、ただ内容的に関連するだけのものとを峻別することが必要であって、両群の条文を視覚的に判別できるよう、表記方法を定めた。

##### ③ モデル条文と法系の判定

そして重要度の高い条文の中から、更にモデル条文と思しきものに絞り込み、その結果に従って、新法典の条文を旧法典系、ドイツ民法系、日本民法系、フランス民法系、イスラエル法系の、5つのグループへと分類した。もちろん、判定不能な場合もある。複数のモ

ル条文を組み合わせた場合（複合条文）には、重要度の最も高いものをモデル条文と判定した。また、複数の候補が競合する場合で、そこに旧法典が含まれているときは、それを最優先とすることをルールとした。なぜなら、1925年法典は、基本的に1923年法典の改正法として成立したからである（『聴取録』4頁）。なお、新法典の各条文につき、どのような根拠に基づいてモデル条文を判定したか、その判定理由を一覧化した「モデル条文判定理由および訳者覚書」を作成した。

#### ④ 日本法系の条文の下位区分とボアソナードの遺産

日本民法系の条文には、そもそも旧民法系（「ボアソナードの遺産」）とドイツ法民系が区別できるのだから、上記③の手続きによって「日本民法系」と判別されたものを、更に旧民法系とドイツ民法系へと下位区分した。なお、参照された改正日本民法の条文（立法当時）が「旧民法系」か「ドイツ民法系」かは、旧民法およびドイツ民法の条文（立法当時）と改めて比較検討することによって、筆者自らが判断した。なお、本考察のために作成した全資料の一覧とその閲覧方法については、本考察末尾の【作成資料一覧】を参照いただきたい。

### （3）分析：各編の構成とその特徴

以上のような加工を経て作成された補正版「参考条文一覧表」に基づき、新法典第一編・第二編それぞれの内部構成を分析してみると、両編とも基本的に日本民法の構成方法に準じていることが判るが、それぞれに多少の離反部分が見出される。

第一編には3つの離反点がある。第一に、第二章第二節「法人」では旧法典の形式を踏襲していて、「社団」が第三編第二十三節に置かれている。次に、日本民法・ドイツ民法では「法律行為」の章に含まれる「代理」の節がここにはなく、任意代理権に関する規定は、同じく第三編第十五章「委任」に一本化されている。そして第六章「時効」は、ドイツ民法と同様に消滅時効だけを扱い、取得時効を含まない。

なお、条文内容それ自体を詳しく検討すると、旧法典から採用されたと思われる条文が予想以上に多いことが判明した。第一編のほぼ半数に及ぶ。マーン侯爵自身は、旧法典から「いくつかの条文を採用した」という言い方をしている（『聴取録』43頁）。しかし実際には、この言い方から想像されるよりはるかに多い。具体的には第一章「総則」、第二章第一節「自然人」のうち「権利能力」「行為能力」「失踪」の部分、同章第二節の「財団」の部分、および第六章「消滅時効」に多い。他方、第三章「法律行為」のうち「意思表示」の部分ではドイツ民法からの条文が支配的で、また、第五章「期間」と第六章「消滅時効」のそれぞれ半数ほどの条文がドイツ民法系である。そして日本民法系の条文は第二章第一節「自然人」のうち「行為能力」と「住所」の部分、第三章「法律行為」のうち「無効および取消し」「条件、始期および終期」の部分などに多く採用されているが、これらのうち、第二章では旧民法系（「ボアソナードの遺産」）が多く、第三章では旧民法系とドイツ法系がほぼ半々である。したがって第一編全体を俯瞰すると、前半部分では旧法典系と日本民法系（特に旧民法系）が、後半部分では旧法典系とドイツ民法系が支配的

であると総括することができよう。なお、第一編第一章はほぼ旧法典系の条文で占められるが、主にサヤーム社会の伝統的な法令形式や慣習に則ったと思われる規定である。

第二編も基本的に日本民法第三編の構成を忠実に守っているが、形式上5つの離反点がある。第一の点は、先行研究<sup>(6)</sup>西澤「序説」263頁でも指摘されているように、旧法典の方針を踏襲して、典型契約の部分をそっくり第三編に移していることである。したがって第二編には「総則」「契約」「事務管理」「不当利得」「不法行為」の5つの章が残る形となった。このうち第一章「総則」の構成は、日本民法第三編第一章のそれに準じているが、日本民法第三編中の留置権および先取り特権の規定が第二節「債権の効力」に編入されている。これが第二の離反点である。第一章のその他の部分ではドイツ民法系の条文が支配的であるため、日本民法由来のこの部分だけが忽然と際立っている。タイ民商法典にまで継承された代表的な「ボアソナードの遺産」と言えよう。また、第一章第五節「債権の消滅」の「弁済」「免除」「相殺」「更改」「混同」という順序は、旧法典の第二編第六部のそれに近い。これが第三の離反点だが、条文自体は日本民法やドイツ民法から採用されたものがほとんどである。続く第二章「契約」の構成も、基本的には「成立」「効果」「解除」という日本民法第三編第二章第一節のそれに準じるもの、ドイツ民法に倣って第三節「手付けおよび違約罰」を加え、四節構成としている。これが第四の点である。なお、第二章「契約」と第三章「事務管理」でもドイツ民法の影響が著しく、ドイツ民法から直接採用された条文か、あるいは日本民法中のドイツ民法系に属するもので占められている。これに対して第四章「不当利得」と第五章「不法行為」では、ドイツ民法から採用された条文と並んで、旧法典から継承されたものも少なくなく、第二編中きわめて特徴的な部分となっている。特に第五章「不法行為」では、旧法典第二編第一部第四章に倣い、「不法行為責任」「不法行為に基づく損害賠償」に加え、正当防衛および自力救済に関する第三節「免責」を置いている。これが第五の離反点である。不当利得や不法行為の分野で旧法典系の条文が多く採用された理由だが、旧法典が当時のサヤーム社会の伝統的な道徳観や価値観を積極的に条文化しようとしていたからではないかと推測する。契約関係とは違って、ここでは道徳的な善悪判断や伝統的な価値観が重要な役割を果たす。例えば、第四章「不当利得」では受益者の善意・惡意にこだわり、惡意の受益者に対する罰則的意味合いをもつ規定が目立つ一方、第五章「不法行為」では基本的にドイツ民法の構想に従いながらも、不法行為の原因として「権利侵害」と「保護規定違反」（ドイツ民法第823条）のみを採用して「反道徳的行為」（同第826条）を外し、また、いわゆる「使用者責任」を「使用者と雇用者の連帯責任」に置き換えるなどしている。総括すると、第二編では全般的にドイツ民法系が支配的であるが、留置権・先取り特権の日本民法系、ならびに不当利得・不法行為における旧法典系が二大特徴点をなしている。

#### （4）分析：各法系の構成比

さて、既述の補正版「一覧表」におけるモデル条文の判定結果を集計すると、以下のようになる。まず、第一編全193条についてであるが：

旧法典	日本民法	ドイツ民法	スイス法	フランス民法	不明
77	55	26	7	4	24

第一編に限れば、旧法典から採用された条文が最も多く、日本民法系の条文がそれに続く形となっている。直接ドイツ民法に由来する条文は予想外に少ない。

ところが第二編全 259 条の判定結果は、これとは全く異なった様相を呈している：

旧法典	日本民法	ドイツ民法	スイス法	フランス民法	不明
33	104	94	13	2	13

第二編では旧法典系が背景に退き、日本民法系とドイツ民法系とがほぼ同等の比率で支配的となっている。

では、日本民法からのモデル条文を、旧民法系（フランス民法系）とドイツ民法系とに下位区分してみると、どのような結果になるであろうか。まず第一編では：

旧法典	日本民法			ドイツ民法	スイス法	仏民法	不明
	旧民法系	不明	独民法系				
77	21	10	24	26	7	4	24

この結果に従えば、旧法典系77に日本民法系中の旧民法系21、ならびにフランス民法系 4 を合計すると 102、他方ドイツ民法系26に日本民法系中のドイツ民法系24、ならびにスイス法系 7 を加えると57となり、結果的にはフランス法系が全 193 条中の半数以上を占めていることが判明する。

これに対して、第二編では次のような結果となる：

旧法典	日本民法			ドイツ民法	スイス法	仏民法	不明
	旧民法系	不明	独民法系				
33	59	16	29	94	13	2	13

旧法典系自体は少数派であるが、日本民法からのモデル条文中、旧民法系が一転して多数を占めている。日本民法中の留置権・先取り特権の規定が多数継受されたためである。旧法典系33に日本民法系中の旧民法系59、ならびにフランス民法系 2 を合計すると94、他方、ドイツ民法系94に日本民法系中のドイツ民法系29、ならびにスイス法系13を加えると 136 となる。およそ 3 対 4 の比率であるが、ここでもまた、フランス民法系が予想以上に大きい比率を占めていることが判る。

そして、第一編と第二編の結果を集計すると、全 452 条中フランス法系が 196、対するドイツ法系が 193 となって、ほとんど拮抗している。従来の常識を覆す事実である。ではここから一体、どんな結論を引き出すことができるであろうか。一つ確かなことがある。それは、1925年法典の起草者マーン侯爵は、日本民法を必ずしも「小パンデクテン」としてのみ扱っていたのではない、ということである。侯爵は、イギリス留学時代から日本民法とドイツ民法とを詳細に比較し、それぞれの構成の共通点と相違に精通していたはずである。したがって日本民法中のフランス民法系の条文を明確に認識していたはずであって、それと自覚しつつモデル条文に採用したに違いない。つまり、改正日本民法に含まれるフランス民法系の要素（ボアソナードの遺産）も、削除せずにそのまま温存したのである。では、マーン侯爵はなぜそうした方針を採用したのであろうか。この問い合わせに答えることを

以って、本考察の結びとしたい。

#### 4. 結び：日本民法の果たした役割について

旧法典公布と新法典編纂の「裏舞台」の解説でも述べたように、マーン侯爵は終始、サイモン卿の序言に忠実にであった。「日本を模倣するのが一番よい。と申しますのも、日本はドイツを模倣しているのです」という侯爵の発言が示しているのは、「日本民法に忠実に従えば、ドイツ民法をタイへ継受することも可能だ」という信頼感である。法典編纂の最大の難関は「全体を矛盾なく構成する」という点であろうし、旧法典が頓挫したのも、まさにこの点であった。日本民法は当時既に四半世紀の実績を積み、イギリス法曹界でもそれなりの評価を得ていたようである。でなければ、サイモン卿が勧めるはずがなかろう。日本民法の理解自体は、イギリス法を学んだマーン侯爵にとっては容易なことだったようで、イギリス留学当時の侯爵の課題は、日本民法を土台として専ら難解なドイツ民法をマスターすることにあったようである。デ・ベッカーの「インデックス」に従いつつ、日本民法の規定からドイツ民法の規定へと遡り、ドイツ民法の体系的な理解を試みたのであろう。他方、ドイツ民法には見られない旧民法系の条文にも気づいていたはずであって、フランス人が起草した草案三編を熟知していた侯爵は、日本民法中にそれと類似の条文を見出したことであろう。こうして日本民法は、一方でドイツ民法へと遡る踏み台となり、他方でフランス人の草案への接近をも可能としたと思われる。いずれにせよ、日本民法の示す編纂方針を踏襲し、その道筋から大きく逸れることさえなければ、体系上の矛盾に陥ることはないという安心感があったのではないか。それ故に、第一編・第二編ともに、その全体的な構成では日本民法第一編・第三編に倣い、旧民法系の要素も決して削除しようとはしなかったものと推測される。全体の構成をこのように決定した上で、今度は日本民法中のドイツ民法系の部分をドイツ民法原文からの条文で置き換え、あるいは補完していくのではないか。このような作業手順を示唆する事実を、補正版「参照条文一覧表」を見て取ることができる。それは、ドイツ民法がモデル条文とされている部分では、同時にまた日本民法にも類似した条文が見出されるという「並行現象」である。例えば「法律行為」「多数当事者間の債権債務」「弁済」「相殺」「契約」などの部分である。これらの箇所では、比較的に簡素な日本民法の条文を、詳細で緻密なドイツ民法の条文で置き換え、または補完することが容易にできたはずである。この意味において日本民法は、「ドイツ民法継受の羅針盤」としての役割を果たしたと言えよう。

他方ではまた、改正日本民法に保持された旧民法系の条文も、マーン侯爵にとって思わず効用をもたらしたと思われる。つまり、日本民法中の旧民法系の部分には、旧法典の条文と比較的に類似したものが見出せる。例えば「行為能力」「失踪」「債権者代位権」「詐害行為取消権」などである。もう一つの「並行現象」である。このような箇所なら旧法典から条文を採用しても、法典全体の体系性に及ぼす悪影響を最低限に抑えることができたはずである。この意味において日本民法は、旧法典への橋渡しの役割をも果たすことができたと言えよう。

以上のような両方向への遡行ないし橋渡しを総括すれば、日本民法は、大陸法系民事法を代表するフランスとドイツ、両民法の伝統をタイ法へと媒介し、両者の統合を可能にした「独仏二大民法の媒介者」としての役割を果たしたと評せよう。この結果、上記「各法系の構成比」で述べたように、フランス民法系とドイツ民法系がほぼ拮抗する形となった。ただ、新法典の中身を独仏両要素にこのレベルまで還元してしまうと、日本民法の影が薄くなってしまう。内容的な独自性に日本民法の存在価値があった訳ではないからである。とは言うものの、第一編・第二編全体を支える礎石として、また、独仏両要素を結びつける媒体として、日本民法の存在は、タイ民商法典の深層に今なお息づいていると言っても過言ではなかろう。なお、「サイモン卿の忠告」の隠された意味、すなわち旧法を一旦公布した後に、法曹界の反対を理由に棚上げし、ドイツ民法を範とした新法で置き換えるという策略は、当時のサヤーム政府に外交上の難局を乗り切る切り札となつたが、こうした「歴史のいたずら」もまた、「日本民法継受」にまつわる一つのエピソードとして、記憶に留めて置いててもよいであろう。

\* 本考察は、2010年11月7日、アジア法学会研究総会における報告「タイ民商法典第一編・第二編における<日本法継受>の態様」を改めて文章化し、それを2/3ほどに圧縮したものである。また、【付論】「債務不履行」の組立てに関する考察も割愛した。関心ある読者の方には、下記【作成資料一覧】に掲げられた【本論】の非圧縮版および【付論】を参照いただければ幸いである。

### 【作成資料一覧】

本考察のために作成された全資料は、URL= <http://openlegaltextbook.info> で公開されている。2016年11月27日現在での主なものは以下のとおり：

	資料の内容	最新版文書名
(1)	1923年民商法典第一編 邦訳	01_OldText-B1-A11_20140621.pdf
(2)	1923年民商法典第二編 邦訳	01_OldText-B2-A11_20140616.pdf
(3)	1925年民商法典第一編（初版）邦訳	02_NewText-B1-V1-A11_20161125.pdf
(4)	1925年民商法典第二編（初版）邦訳	02_NewText-B2-V1-A11_20161121.pdf
(5)	現行版民商法典第一編 独訳・邦訳	03_NewText-B1-Current-A11_20150507.pdf
(6)	現行版民商法典第二編 独訳・邦訳	03_NewText-B2-Current-A11_20161120.pdf
(7)	参照条文一覧表 原文および補正版	04_Index-Book1+2-V1_20161124_JP.pdf
(8)	モデル条文判定理由および訳者覚書	05_NewText-B1+2-V1-Reasoning_20161126.pdf
(9)	【本論】本考察（非圧縮版）	09_Reception-of-JCC_20161127.pdf
(10)	【付論】「債務不履行」の組立て	10_Build-of-Non-Performance_20111024.pdf

## 【写真の出典】

写真 3 : [http://en.wikipedia.org/wiki/Sir\\_John\\_Simon](http://en.wikipedia.org/wiki/Sir_John_Simon)

อุทาหรณ์สำหรับประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ บรรพท.๑-๒ ฉบับกรมร่างกฎหมาย, เนื่องในโอกาสครบรอบ ๑๐๐ ปี พระบรมราชูปถัมภ์, ๑๙ กันยายน ๒๕๓๗.

本書はプレヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵著『1925年民商法典第一編・第二編逐条解説』を、その蔵書を管理するバンコク大学（มหาวิทยาลัยกรุงเทพ）が、侯爵生誕百年に当たる1990年に発行したリプリント版であるが、それには民商法典第一編から第五編までの「参照条文一覧表」（ที่มาของกฎหมายในประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ บรรพท.๑-๕）およびプレヤー・マーナワラーチャセーウィー侯爵文庫の蔵書目録（รายชื่อหนังสือของพระยา มนวนราชศรีที่มีอยู่ ในห้องสมุดกฎหมาย พระบรมราชูปถัมภ์ สำนักหอสมุด สถาบันมหาวิทยาลัยกรุงเทพ）が添付されている。

<sup>2</sup> ดร. ชาญชัย แสวงศักดิ์: “อิทธิพลของร่างกฎหมายในการปฏิรูปกฎหมายไทย, ชุดกฎหมายกับการพัฒนา, ลำดับที่๒”, พ.ศ. ๒๕๓๕.

<sup>3</sup> ศาลราษฎร์แสวง บุญเหลินวิภาส: “ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (The Thai Legal History)”, ฉบับแรก พ.ศ. ๒๕๓๒, ฉบับปรับปรุงใหม่ พ.ศ. ๒๕๓๖.

<sup>4</sup> เรเน่ กียอง (René Guyon) ティエイ; タルポー トリヴェイ 両者による論文: “การร่างประมวลกฎหมาย ในประเทศไทย (“The Work of Codification in Siam”, Paris, 1919)”, พ.ศ. ๒๕๓๐. 本書の末尾には英語原文が添付されている。

<sup>5</sup> พระบรมราชูปถัมภ์ (ปหลศ. วิเชียร ณ สงขลา), พ.ศ. ๒๔๗๓ - ๒๕๒๗ (1890 - 1984).

<sup>6</sup> บันทึกดำเนินการของพระบรมราชูปถัมภ์ โดย ภาควิชานิติศึกษาทางสังคม ปรัชญา และประวัติศาสตร์ คณะนิติศาสตร์ มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์, คุณภาณุช พ.ศ. ๒๕๓๓.

<sup>7</sup> กำรรำลึกของพระบรมราชูปถัมภ์ ในหนังสืออนุสรณ์ครบรอบ ๔๘ ปี พ.ศ. ๒๕๒๔, สำนักงานคณะกรรมการ กกม.

<sup>8</sup> 香川孝三著『政尾藤吉伝 法整備支援国際協力の先駆者』信山社、2002年、184頁。

<sup>9</sup> 『回顧録』3頁には“Sir John Simons”と表記されている。『聴取録』40頁のタイ語表記は“ເຊື່ອຮ່ອນໄຊມອນດີ”となっている。

<sup>10</sup> The Honourable Society of the Inner Temple.

<sup>11</sup> このジョン・アレスブルック・サイモン卿 John Allsebrook Simon, 1<sup>st</sup> Viscount Simon (1873 - 1954) とラピー親王との交友関係につき、直接的な証拠は確認されていないが、有力な状況証拠が存在する。ラピー親王の伝記であるニコン・タッサロー編著『タイ法の父 プラチャオボロムウォンター・プラオンチャオラピーパタナサック・コロムルワンラー・チャブリーディレーク親王』(นิกร ทัศไธ: “พระเจ้าบรมวงศ์เธอ พระองค์เจ้ารัฐพัฒนศักดิ์ กรมหลวงราชบุรี ดิเรกฤทธิ์พระบิดาแห่ง กฎหมายไทย”, พ.ศ. ๒๕๔๕) によれば、ラピー親王は1885年、父親ラーマ五世の指示によりスコットランドのエдинバラに送られ(83頁)、その後、1891年にオックスフォード大学クリスチ・チャーチ(Christ Church)への入学を果たし、法学を学んだ。そして1894年に学士号を取得し、帰国する(86, 96頁)。一方のサイモン卿は、その自伝『追憶』(John Allsebrook Simon: “Retrospect, The Memoirs of The Rt. Hon. VISCOUNT SIMON”, London, Hutchinson, 1952)によると、1887年に奨学生を得て同じくエдинバラにあるフェッツ・カレッジ(Fettes College)に入学し(24頁)、1891年にはオックスフォード大学ワッドウハム・カレッジ(Wadham College, Oxford)の奨学生に選抜される(31頁)。その後1898年にインナー・テンプル法曹院に入学して、1899年に法曹資格(Call to the Bar)を取得している。したがって、兩人ともほぼ同時期にまずエдинバラに滞在し、その後はオックスフォードに進学しており、カレッジを異にするも知己の縁を結ぶ機会を得た可能性は濃厚であると言えよう。また、法務次官サイモン卿がインナー・テンプル法曹院出身であるという事実も、プロット・ウィチャイ青年のインナー・テンプル法曹院入学の口添えをした人物と同一と考える有力な論拠と言えよう。

<sup>12</sup> そのフランス人法律家の名は「フロフェッサー・プロサーネル」(Profeesseur à l'université) と表記されている(『聴取録』44頁)。

<sup>13</sup> Joseph Ernest de Becker (1863 – 1929).

<sup>14</sup> 法務次官サイモン卿は、当時のイギリスの「知日派」に属していたようである。後に関東軍による満州国建国が国際連盟で大問題となり、日本に対して国際的非難が集中した時、サイモン卿はイギリス外務大臣として融和政策を提唱し、日本の国際連盟脱退を回避しようと務めている。このことも、サイモン卿が「親日派」に近い「知日派」であったことの状況証拠と言えよう（例えば最近の出版物では、NHK取材班編著『日本人はなぜ戦争へ向かったのか（上）』NHK出版、2011年、20–30頁）。

<sup>15</sup> Ludwig Hermann Loenholz. (1889年に日本政府により招聘されたドイツ人法律家。)

<sup>16</sup> これは “Law concerning the registration of immovables and ordinances, and rules relating thereto, Tokyo, 1899” の間違いではないかと思われる。

<sup>17</sup> たとえば、1925年民商法典第二編中の、債務不履行に基づく損害賠償責任を規定する第215条である。これは日本民法第415条前段を採用したものだが、そこでは「債務ノ本旨ニ従ヒタル履行」という日本民法の文言が「債務の本来の目的に従った履行」となっている。両者の英訳を比較してみると、レーンホルム訳では “perform the obligation in accordance with its real meaning” (“The Civil Code of Japan”, P. 94)であり、デ・ベッカー訳では “perform the obligation in accordance with the true intent and purpose of the same” (“Annotated Civil Code of Japan”, Vol. II, P.25)となっている（強調は引用者による）。したがってタイ民商法第215条の文言が後者の表現により近いことは明白である。

<sup>18</sup> 1925年民商法典第208条第2項は、ドイツ民法第295条をモデルにしたものだが、その後段の文章は、ドイツ民法の原文では、債務履行に債権者側からの積極的な行為が必要な場合には「債務者が債権者に必要な行為をするよう督促することもまた、履行の提供と同様の効力を有する」と規定している（強調は引用者による）。ところが1925年タイ民商法典第208条第2項では「債務者は、履行の準備が全て整い、債権者の受領を待つばかりである旨を債権者に告知すれば足りる。このような場合には、債務者の告知は履行の提供と同様の効力を有する」となっている（強調は引用者による）。なぜ、このずれが生じたか。その理由を推測させる点がチュン・フィ・ワンの英訳に見出される。その第295条の当該箇所は「債務者が債権者に対して必要な行為を実行するよう命じることは、履行の提供と同様の効果を有する」 “A summons to the creditor to do the necessary act is equivalent to tender of performance” (“German Civil Code”, P.67)となっており、これは明らかに不適切な用語法ないし「誤訳」と言わざるを得ない（強調は引用者による）。おそらく、マーン侯爵も当該箇所を不審に思ったのであろう。そこで、後段を前段の言い換えの形に修正したが、その結果、ドイツ法の原文との食い違いが生じてしまったと推測することができる。

<sup>19</sup> この委員会は、先行研究(6)西澤「序説」255頁では “High Revising Committee for the Civil and Commercial Code” という英語名で言及され、その設置日は1922年6月15日という。

<sup>20</sup> この序文でマーン侯爵は、なぜ新編纂委員会にフランス人が加えられたか、その理由を説明している。彼らの草案に付された逐条解説が未完成であったため、それを完成させるためである。また、ギヨンを顧問としたのは、侯爵としてもなおフランスの権威に対する危惧を抱いていたからだったという（『聴取録』4頁、『回顧録』5頁）。なお、この解説書の発行時期については疑義がある。『逐条解説』の表紙には「1924年10月」と印刷されるが、マーン侯爵の序文には1923年10月1日の日付が見られる。どちらが正しいか判断に苦しむが、上述の事情からすれば、1924年10月が正しいと考えるのが妥当であろう。

<sup>21</sup> この点に関しては、タイにおける代表的著作(1)と(2)で見解は統一していない。チャーンチャイ『影響』は、

マーン侯爵と校閲委員会との確執並びに編纂方針変更の決定を旧法典公布以前の出来事とする点で本考察の見解と一致するが、マーン侯爵が語る「私の200条の翻訳」には言及せず、「タイ法曹界の拒絶反応」は旧法典公布直後に生じた出来事と理解する点で本考察の見解とは異なる（チャーンチャイ『影響』67－68頁）。これに対し、まず旧法典の公布があり、その後に「タイ法曹界の拒絶反応」が生じて「編纂方針の変更」に至ったという見解も存在する（サウェーン『法制史』改訂版234－236頁）。サウェーン『法制史』のこの立場は理解しやすいが、時間的に非現実的であるのみならず、マーン侯爵が旧法典公布以前に既に編纂委員に任命されていること、『1923年民商法典逐条解説』の序言をマーン侯爵が執筆している事実などと矛盾するという弱点がある。また、「200条の翻訳」と旧法典公布を区別しないチャーンチャイ『影響』の立場では、例えば

“ເຮົາໄນກຄ້າ ພຸດ ກົມມະ ເຊື່ອ ມາດຕະ ຂອງທີ່ຄົມແປລນໍ້ມແຮງຄົບ ສັງໄປໃຫ້ມາຄວາມຕຸລາການບາ່ນພ້ອມຕ້າອອ່າງດາມທີ່ມີຮັງບາທໍາໄໝ” といったマーン侯爵の発言（『聴取録』7頁）を説明できない（強調は引用者による）。法典公布に「起草者の書いた原文の見本を添付する」ことはあり得ないからである。

<sup>22</sup> 新法典の『逐条解説』を執筆したのはマーン侯爵自身であるが、その序文の日付は1925年2月27日であるから、遅くともこの時点までは草案は完成していたと考えられる。

<sup>23</sup> Joseph Ernest de Becker: INDEX TO ARTICLES, in “The Principles and Practice of the Civil Code of Japan”, London, 1921, P.824 – 853. なお、先行研究<sup>(4)</sup>五十川直行「タイ民商法典の比較法的考察〈序説〉(1)」344頁も参照。

<sup>24</sup> 事実、本考察で使用したリプリント版でも、第二編が終了する第452条に続いて“Sanit S.P.” という署名らしき文字が印刷されている。